



浦添市公告 第146号

文化財発掘作業等委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月28日

浦添市長

松本 哲治



随意契約の事後公表

1 契約件名	文化財発掘作業等委託
2 契約内容	埋蔵文化財発掘調査における発掘作業業務等
3 契約の相手方の名称及び住所	公益社団法人 浦添市シルバー人材センター 理事長 仲里 邦彦 浦添市仲間一丁目10番7号
4 契約の相手方とした理由	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が、当該団体である。 (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 作業員数の増減の緊急対応が可能であること。 (5) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 契約締結日	令和 7年 4月 28日
6 契約金額 (消費税及び地方消費税額込み)	作業班長 9,297円(1人/1日) 作業員 8,500円(1人/1日) ※金額は就業時間によって変動するものとする。 ※金額は消費税及び地方消費税額を含む額とする。